

第54回 偶然の輸贏とは？

パソコンを常用するようになって、読めるが書けない漢字が急激に増えている。これではいかんと思い、最近では筆記具と手帳を常に持ち歩き、メモをとるようにしているのだが、高級万年筆を買い集めても家人に馬鹿にされるだけで、漢字健忘症は一向に治まらない。先日中国から来た友人と焼鳥屋で一盞傾けたとき、漢字を忘れて困っていると愚痴をこぼしたところ、中国でもパソコンに起因する漢字忘却現象が広がりつつあるという。

漢字は古く中国に起源を有するが、いま中国で使われている近世以降の学術用語の大半は、日本人の発明によるものである。メイド・イン・ジャパン漢字は枚挙に暇がない。中国でも外国渡来の言葉を「外来語」と呼ぶが、これ自体ももとは日本語である。組織、規律、政治、共産党、方針、政策、申請、解決、理論なども全て日本製。更に科学、商業、幹部、社会主義、哲学、封建、共和など日本製漢字は数えきれないほどあり、中国における社会科学、人文科学、自然科学方面の専門用語のうち70%以上が日本からの輸入語だともいわれている。

中国語と日本語はもとより異なる言語であるが、両国民が知恵を絞って漢字のレベルアップに努力してきたという縁もあり、単語の意味はほぼ共通している。もちろん「手紙」や「湯」が中国では「トレットペーパー」や「スープ」を意味するような例外もないではない。

日本に観光旅行に来た中国人がバスに乗ろうとしたら、乗車口に「毎度ご乗車いただき有難うございます」という看板を見てぎょっとしたという話がある。ひらがなを理解できない中国人は当然漢字だけを読む。**毎度乗車有難**、つまり交通事故かバスジャックか知らないが「乗車する度に難にあう」バスには怖くて乗れないというわけだ。こんな誤解もないわけではないが、中国人が日本の街角で看板や道路標識の漢字を見れば意味はほぼ理解できるはずである。漢字は極めて便利な道具である。問題は覚えるのに苦労することだ、特に画数が多い漢字は、日本人が大の苦手とする「憂鬱」や「臺灣」、**魑魅魍魎が跳梁跋扈**といった漢字は中国人だって覚えるのに苦労するのである。

そのなかで、日本人の大半が読めないが中国人なら小学生でも読める漢字がある。**輸贏**というやたら画数の多いこの字を「ゆえい」と読める日本人は、漢字検定1級レベルか、司法試験をトライしたことのある人、もしくは中国語を理解できる人の何れかであろう。輸贏の「輸」は負ける、「贏」は勝つを意味し、日本語で「勝ち負け」というところを中国では**輸贏 (shu ying)**と表現する。それでは輸贏という言葉は日本では使われないかという、そうでもない。

夏目漱石の「吾輩は猫である」のなかに「床の間の前で迷亭君と独仙君が一生懸命に輸贏を争っている……」と、へボ碁の場面が登場するくらいだから、この作品が書かれた明治38年、つまり日露戦争の頃の庶民には馴染みのある単語だったのだろう。だから明治の時代に制定された刑法にも輸贏という用語は登場する。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

1/3

第185条【賭博】

偶然ノ輸贏ニ関シ財物ヲ以テ博戯(ばくぎ)又ハ賭事(とじ)ヲ為シタル者ハ五十万円()以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス但一時ノ娯樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス」(平成3年、50万円に改正)

早い話、いま相撲界の親方衆からフンドシ担ぎの諸君に至るまで、上を下への大騒ぎしているバクチに関する法律である。幸いなことに、この難解な法律は平成7年に改正され、すこしは読みやすい現代文となった。それにしても立法者はなぜこんなに難解な表現に拘泥するのだろうか。筆者以為らく、一つの理由はチンチロリンやオイチョコブ等という下賤な賭博用語は死んでも使いたくないという法律家の矜持、もう一つは法律に欠かせない用語の定義の問題であろう。185条のコンテキストにおいては「偶然」がキーワードとなっており、後白河法皇が「意の如くならざるは…」と嘆いたように「双六の賽」に代表される「偶然」が賭博罪を構成する要件であるようだ。それでは「必然の輸贏」、つまりイカサマ賭博の場合はどうなるのだろうか？ 賭博罪ではなくて詐欺罪なのか、それとも二つの罪が観念的に競合するのか、浅学菲才の身にこれ以上難しいことは理解不能で、考えると頭が痛くなりそうなのでここまでとする。因みに中国語で「博客」といえば、博徒ではなく「ブログ」を意味するので誤解しないいただきたい。

それにつけても、日本の国技を揺るがす賭博スキャンダルは困ったものである。もし刑法185条が平易な表現で「野球賭博やサイコロ賭博をやったら罰金をごっそり取るから、娯樂の範囲内にしなさいよ」と書かれていれば、角界の汚染も水際で食い止められたのではないかと思うのだが……ご賛同いただけるわけではないか。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

平成22年7月26日

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号
日本証券業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

株式の手数料等およびリスクについて

- 国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大1.2075% (税込み) (約定代金が260,869円以下の場合、3,150円 (税込み)) の手数料をいただきます。国内株式を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。

国内株式は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

- 外国株式等の売買取引には、売買金額 (現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大0.8400% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

外国株式は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

債券の手数料等およびリスクについて

- 非上場債券を募集、売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスク及び為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

投資信託の手数料等およびリスクについて

- 投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。

投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

株価指数先物 株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

- 株価指数先物取引には、約定代金に対し最大0.0840% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- 株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大4.20% (税込み) (約定代金が2,625円に満たない場合は、2,625円 (税込み)) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

株価指数先物 株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。